

中小企業の振興に関する条例（仮称） 骨子案

商工労働部産業政策課

前 文

1 目 的

- 中小企業の振興の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興を総合的に図り、地域経済の活性化及び地域社会の持続的な発展に資することを目的とする。

2 定 義

- 「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる者であって、県内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有するものをいう。
- 「小規模企業者」とは、中小企業基本法第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者であって、県内に事務所等を有するものをいう。
- 「中小企業支援団体」とは、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、経営者協会、中小企業振興センター、長野県テクノ財団その他の中小企業の支援を行う団体で、県内に事務所を有するものをいう。
- 「大企業者」とは、中小企業者以外の事業者（金融機関等を除く。）で、県内に事務所等を有するものをいう。
- 「教育機関等」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する小学校、中学校、高等学校、特別支援学校（幼稚部を除く。）、大学及び高等専門学校その他職業に必要な能力を育成することを目的とする機関並びに研究機関をいう。
- 「金融機関等」とは、銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融業を行う者で、県内に本店又は支店を有するもの及び長野県信用保証協会をいう。
- 「労働団体」とは、労働組合その他主に労働者が参加している団体のことをいう。

3 基本理念

本県の中小企業は、地域経済を担い、事業活動等を通じて地域社会の持続的な発展に貢献する重要な存在である。このことを踏まえ、中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 中小企業者の経営の向上及び改善に対する自主的な取組が促進される。
- 本県の高度な技術集積や多様で特色ある地域資源を活用し、次世代産業の創出や県の特徴を活かした付加価値の高い産業づくりが推進される。
- 本県において多数を占める小規模企業者について、その経営規模及び経営形態等に配慮して推進される。
- 多様な雇用の機会を確保するとともに、中小企業を担う人材の育成及び確保が図られる。
- 県、国、市町村、中小企業者、中小企業支援団体、大企業者、教育機関、研究機関、金融機関等、労働団体及び県民が相互に連携し、協働して推進される。

4 関係者の役割等

- 中小企業及びその関係者は、相互に連携及び協力し、中小企業の事業の発展ひいては地域社会の持続的な発展に寄与するように努めるものとする。
- 中小企業及びその関係者は、その事業活動において原材料、物品及びサービス等を調達する場合、地域経済の持続的な発展のために、できるだけ県内産のものを調達することが望ましい。

(1) 県の責務

- 県は、前条に規定する基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、実施するものとする。

(2) 中小企業者の取組

- 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に即応してその事業の成長発展を図るため、自主的にその経営の向上を図るよう努めるものとする。
- 中小企業者は、自らの特長を知り、相互にあるいは関係機関と連携し、開発能力や経営能力を高め、新分野への進出又は新産業を創出するよう努めるものとする。
- 中小企業者は、雇用機会の確保、雇用環境の整備及び人材の育成に努めるものとする。
- 中小企業者は、商工団体への積極的な加入を通じて、経営能力の向上及び地域の活性化に寄与するよう努めるものとする。
- 中小企業の従事者は、経営者とともに中小企業の重要性を理解し、自ら従事する中小企業の発展を通じて地域の活性化に寄与するよう努めるものとする。

(3) 中小企業支援団体の役割

- 中小企業支援団体は、その専門知識及び技術等を活かして、中小企業の新技術・新商品の開発及び経営の向上・改善に積極的に取り組むよう努めるものとする。
- 中小企業支援団体は、中小企業者、とりわけ小規模企業者の発展のために必要な、地域の関係機関の連携体制を構築するためのコーディネーターとして、中小企業に対する地域の支援力の向上を図るよう努めるものとする。

(4) 大企業者の役割

- 大企業者は、その事業活動に当たっては、中小企業者が供給する製品及びサービスの活用等を通じて、中小企業の発展に配慮し協力するよう努めるものとする。
- 大企業者は、製造業、商業、サービス業その他の業種を問わず、中小企業及び地域社会に大きな影響力を持つ。このことを踏まえ、大企業者は、事業活動や商工団体への加入を通じて、中小企業の発展と地域の活性化に貢献するよう努めるものとする。

(5) 教育機関等の役割

- 大学及び研究機関は、研究開発及び技術支援並びに人材の育成等を通じて、中小企業の発展に協力するよう努めるものとする。
- 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び高等専門学校等は、児童及び生徒の勤労観及び職業観を醸成する教育活動を通じて人材の育成を図ることにより、中小企業の発展に協力するよう努めるものとする。

(6) 金融機関等の役割

- 金融機関等は、中小企業の円滑な資金調達及び経営改善等に協力するよう努めるものとする。

(7) 労働団体の役割

- 労働団体は、中小企業の従事者の活性化等を通じて、中小企業の発展に協力するよう努めるものとする。

(8) 県民の理解と協力

- 県民は、中小企業の振興が地域社会の持続的発展につながることを理解し、県内産の製品の購入、地域の商店の利用等を通じて、県が実施する中小企業の振興策に協力するよう努めるものとする。

5 県の施策の基本方針

- 県は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を実施するものとする。

(1) 創業の促進

- 県は、創業意欲の向上と創業しやすい環境づくりを推進し中小企業の創業を促進するため、創業意欲の喚起や総合的な相談、技術支援及び制度融資による金融支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(2) 経営革新の促進

- 県は、中小企業の経営革新を促進するため、新商品・サービスの開発支援や相談、技術支援並びに融資制度による金融支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(3) 経営基盤の強化・安定

- 県は、中小企業の経営基盤を強化しその安定を図るため、制度融資による資金調達の円滑化及び関係機関による相談業務の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(4) 新産業の創出及び次世代産業の集積

- 県は、成長期待分野における新たな産業の創出及び次世代産業の集積を促進するため、新技術・新製品の研究開発の支援及び関係企業等の誘致その他の必要な施策を講ずるものとする。

(5) 国際的視点に立った事業展開の促進及び販路の拡大

- 県は、中小企業が国際的視点に立った事業を展開し、また国内外の有望な市場を開拓するため、企業の提案力の強化及び提案機会の拡大の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(6) 商業、観光業等の地域に根ざした産業の振興

- 県は、商業、観光業及び伝統産業等の地域に根ざした産業の振興を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(7) 人材の育成

- 県は、中小企業を担う人材を育成するため、企業のニーズに合った職業能力の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(8) 雇用機会の確保及び雇用環境の整備

- 県は、中小企業における雇用の確保及び働きやすい職場づくりを推進するため、就業の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(9) 小規模企業者への配慮

- 県は、中小企業の振興に関する施策を講ずるに当たっては、経営資源の確保が困難であることが多い小規模企業者に特に配慮するものとする。

(10) 関係者の連携の促進

- 県は、中小企業者と関係者との連携が中小企業の経営の安定、技術力の強化、新分野への進出及び新産業の創出等に役立つことから、これを促進するために必要な施策を講ずるものとする。

6 県の施策の効果的な実施のための取組

- 県は、上記の基本方針に基づき実施する中小企業の振興に関する施策をより効果的なものとするため、次に掲げる事項に取り組むものとする。

(1) 中小企業者の事業継続の支援

- 県は、中小企業者が災害に対して適切な危機管理を行うことにより、災害発生後も円滑に事業を継続することができるよう、中小企業支援団体等と連携し、事業継続計画の策定の支援その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(2) 中小企業者の後継者育成の支援

- 県は、中小企業者が円滑に事業の継承を行うことができるよう、中小企業支援団体等と連携し、中小企業者の後継者の育成・確保の支援その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(3) 中小企業者の受注機会の増大

- 県は、工事の発注並びに物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行を確保しつつ、中小企業者の受注の機会の増大を図るよう努めるものとする。

(4) 県産品の優先発注

- 県は、物品の調達に当たっては、予算の適正な執行を確保しつつ、県産品の優先発注に努めるものとする。

(5) 立地企業の定着促進

- 県は、市町村等と連携し、県内に立地した企業の定着を図るため、当該企業と適時適切な情報交換等を行うよう努めるものとする。

(6) 広報等の措置

- 県は、県民等の中小企業の振興に関する理解及び関心を深めるため、広報、顕彰その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(7) 調査及び研究

- 県は、中小企業の振興に関する施策を効果的に推進するため、必要な調査及び研究を行うよう努めるものとする。

(8) 中小企業者等の意見の反映

- 県は、中小企業の振興に関する施策に、中小企業者及び関係団体等の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(9) 財政上の措置

- 県は、中小企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。